

自動売買プログラム ライセンス契約書

自動売買プログラム購入者(以下「甲」という)は、GS-コペルニクスを使用する上でグッド・シグナル株式会社(以下「乙」という)が販売する自動売買プログラム(以下「本システム」という)を使用するに対し、本契約書に同意致します。

使用承諾を受けるにあたって、以下の事項に同意します。

第1条【本システム】

本システムは、乙の製作、著作物である。

本システムは、日経平均先物取引をサポートする為に製作されたものであるが、仮説に基づき設定されたものであり、本システムを利用することにより損益を保証するものではない。

第2条【ライセンスの内容】

乙は、本契約書の各条項への同意を条件として、本システムの使用許可を甲に与える。

甲は、本契約に基づき本システムの使用权を得るものであり、本システムの使用权以外の所有権等の財産権を得るものではない。

第3条【本システムの利用】

甲は本システムを、個人使用の目的にのみ利用する。

甲は本システムに基づき、他人へ投資助言を行うことや、甲の個人口座以外の口座を用いての取引を行うことはできない。

第4条【本システムに関する情報】

甲は、本システムに関する情報を第三者へ公開し、または当該情報を第三者との間で共有することはできない。

甲は、本システムを模倣もしくは複製することができない。

甲および乙は、本件に関わる情報が本契約の履行上不要になった場合、または本契約終了時において、乙に返却する。

前項にかかわらず、甲は乙からの請求により、本契約の履行上支障のない範囲で、それぞれ速やかに本件に関わる情報を返却する。

甲および乙が適当と認めた場合、協議により第3項および第4項にかかわらず本件情報を記載内容が読み取り不可能な状態にすることを前提に破棄、焼却、溶解または記録消去することができる。

第5条【契約解除】

甲が本契約事項の一にでも反する行為をした場合、乙は本契約を解除することができる。

前項の場合、甲は速やかに本システムを使用する環境のすべてを乙に返還しなければならない。

本契約が解除された場合において、甲が乙に支払った本システム使用权に関わる対価は返還されない。

第6条【免責事項】

本契約書において特に明示されているもの以外、乙が保証するものは一切ない。トレード手法に関するいかなる保証もなく、その商品性その他一切の目的が満たされる保証はない。

乙は、本契約違反や、本契約に基づく義務の不履行から生じる損害について一切の法的責任を負わない。また、乙は、納品の遅延、システムの供給、契約上のサービスに対する損害に対して一切の法的責任を負わない。甲は、先物取引に関連する事項及びシステム使用上の如何なるリスクに対する責任を負うものとする。

乙は、投資助言を行うものではなく、またシステムを利用することで利益の確保に繋がることを保証しない。

第7条【裁判管轄】

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8条【協議事項】

本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決にあたるものとする。

本システム購入者は本契約内容を理解し、本システムの購入者であること及び本ライセンス契約の当事者であることに同意した上で、本ライセンス契約を電子上で締結する事を理解納得の上購入を申し入れます。

グッド・シグナル株式会社
代表取締役 平野 誠人
東京都文京区小日向4 - 6 - 22
03 - 3945 - 4560